

安高窓公示 第 1 号
平成 25 年 4 月 1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、
手数料の収納の事務を次のとおり委託した。

安芸高田市長 浜田 一義

委託する収納事務	委託先
安芸高田市葬斎場設置及び管理に関する条例（平成 24 年安芸高田市条例第 26 号）に規定する葬斎場使用料の収納事務	株式会社 五輪 富山県富山市奥田新町 12 番 3 号